（別記様式第１号）

**物品売買契約書**

上三川町（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、下記物品を乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 品名、品質及び数量　　　　　　　　　　別記のとおり

(2) 売買代金　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 円

　　　　（うち取引に係る消費税額　　　　 　　　　　　　　　　　　 円）

(3) 納入期限　　　　　　　　　　　 　　　　（　　　　）年　　 月　　 日まで

(4) 納入場所　　　　　　　　　　　 　甲の指定した場所とする。

(5) 代金支払方法　　　　　　　　　　　 　指定口座に振替払いとする。

(6) 契約保証金　　　　　　　　　　　 　免　除

（納入方法）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

1. 甲は、物品の納入を受けたときは、その日から１０日以内に検査を行うものとする。

２　検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

３　検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、直ちに受領書を乙に交付するものとする。

４　物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第４条　前条第３項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

（担保責任）

第５条　物品納入後、甲において、損傷等を発見した場合には、当該損傷等が甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する日までにこれを良品と交換し、又は補修するものとする。

２　前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、検査が完了し、甲が物品を受領した後１年間とする。

（代金の支払）

第６条　売買代金の支払は、検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙からの支払請求書を受理した日から３０日以内にするものとする。

（納入遅延に対する遅延料）

第７条　乙の責めに帰する事由により、納入期限までに、物品を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延料を支払うものとする。

２　前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、売買代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて得た額とする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第８条　甲の責めに帰する事由により第６条の支払期限までに売買代金を乙に支払わない場合は、甲は乙に対して遅延利息を支払うものとする。

２　前項の遅延利息の額については、前条第２項の規定を準用する。

（解除等）

第９条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が第１条に定める納入期限又は第３条第２項若しくは第５条第１項の規定により甲の指定する日までに良品を納入しないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

２　前項第１号の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として売買代金の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。

３　第１項第２号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（費用の負担）

第１０条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第１１条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　（　　　　）年　　月　　日

　　　　　　　　　　甲　住　所　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　上三川町

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　上三川町長　　星野光利

　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名

別　記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）仕様図面・略図等がある場合は、必ず添付すること。